

# ■ 港湾手続関係業務の業務・システム最適化計画

## ■ 業務の概要

港湾手続関係業務は、国土交通省が所管する港則法、港湾法、海上交通安全法、船舶油濁損害賠償保障法、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律や財務省所管の関税法、厚生労働省所管の検疫法、法務省所管の出入国管理及び難民認定法に係る業務

## ■ 計画の概要

船舶が入出港する際に船会社及び船舶代理店等が通常必要となる港湾手続関係業務のうち、国土交通省が所管する法令等に基づく業務及びこれら进行处理する港湾EDIシステムについて、利便性を向上させ、電子申請化の促進を図り、申請者本位の申請サービスを実現するシングルウィンドウ化の考え方を通じて、業務・システムについて最適化を行うものとする。

## ■ 最適化の効果

### ■ 申請者の事務経費削減等の経済効果

年間約3.4億円

### ■ システムの見直し等による運用経費削減

年間約0.2億円

### ■ 業務処理時間の短縮

年間約17600時間

## ■ 基本理念

### 1) コンセプト1: 国際標準への準拠

FAL条約の締結及び将来の改正への対応  
関係法令(港湾法、港則法)の改正  
国際標準を用いた情報項目への対応  
国際標準EDIへの対応

### 2) コンセプト2: 申請者の視点での検討

申請者の視点に立ったシングルウィンドウ化

### 3) コンセプト3: 業務・システム双方の見直し

FAL条約の締結にとどまらない行政手続の徹底した見直し  
行政運営面での効率化・迅速化

### 4) コンセプト4: セキュリティ、セーフティの両立

## ■最適化の実施内容

### ■ 短期的に実施する事項

#### 1) 港湾手続の簡素化

- ・ FAL条約対応 措置済(17年11月)
- ・ 入港前統一様式による同時申請 措置済(17年11月)
- ・ 夜間入港許可申請の廃止 措置済(17年11月)

#### 2) 業務範囲の拡大

- ・ 保障契約情報の通報の追加 措置済(17年11月)

#### 3) 申請における利便性向上対策

- ・ 申請方法の簡素化および改善 18年3月末予定

#### 4) 標準化や共有化の推進

- ・ 申請者間でのデータ共有 18年3月末予定
- ・ 申請情報の反復利用 18年3月末予定
- ・ 情報項目の標準化 18年度末予定

### ■ 中期的に実施する事項

#### 1) 標準化、共通化

- ・ コードの共通化 19年12月を予定

#### 2) 保守、運用レベルの向上

- ・ コード体系の維持、更新の仕組を整備 20年10月を予定

#### 3) 更なる利便性向上

- ・ 受付、回答の迅速化の検討 19年12月を予定
- ・ 船舶単位データベース構築と共同利用 20年10月を予定

#### 4) 府省共通ポータルの実現

- ・ 府省共通業務の実現、運用 20年10月を予定
- ・ ポータルの統合 20年10月を予定
- ・ ネットワークの統合 20年10月を予定